

(公財) 埼玉県生活衛生営業指導センター
役員・評議員

平成29年6月現在

役職名	氏名	所属団体名	備考
理事長	長谷川 隆春	映画協会	非常勤
副理事長	田村 眞	喫茶飲食	非常勤
副理事長	飯野 健三	料飲業	非常勤
専務理事	佐藤 信一	社交飲食業	非常勤
理事	関根 利明	鮨商	非常勤
理事	蓮見 章夫	麺類業	非常勤
理事	清水 秀逸	中華料理	非常勤
理事	市野川 恭三	社交飲食業	非常勤
理事	山田 和弘	食鳥肉販売業	非常勤
理事	坂巻 豊	食肉業	非常勤
理事	白岩 一雄	理容	非常勤
理事	高野 春夫	美容業	非常勤
理事	北堀 篤	ホテル旅館	非常勤
理事	谷 弘幸	公衆浴場業	非常勤
理事	渡邊 勝幸	クリーニング	非常勤
監事	矢作 和孝	料飲業	非常勤
監事	山村 貞子	美容業	非常勤
評議員	中島 征夫	鮨商	非常勤
評議員	山崎 継夫	麺類業	非常勤
評議員	小勝 一男	中華料理	非常勤
評議員	岩崎 栄	社交飲食業	非常勤
評議員	岡安 貢	料飲業	非常勤
評議員	河村 武嗣	喫茶飲食	非常勤
評議員	小林 富男	食鳥肉販売業	非常勤
評議員	高橋 輝一	食肉業	非常勤
評議員	福島 勝弘	理容	非常勤
評議員	島田 玲子	美容業	非常勤
評議員	櫻井 弘幸	映画協会	非常勤
評議員	池田 友久	ホテル旅館	非常勤
評議員	坂下 三夫	公衆浴場業	非常勤
評議員	宮嶋 忠	クリーニング	非常勤

役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人埼玉県生活衛生営業指導センター（以下「本財団」という。）の定款第16条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬の額及びその支給の基準並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本財団を主たる勤務場所として週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費含む）、交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 常勤役員の報酬は、無報酬とする。

- 2 非常勤役員及び評議員等の報酬は日額とし、理事会等への出席の都度、別表第1に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職の非常勤役員には、報酬を支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 非常勤役員及び評議員等の報酬は、その職務を執行した日数に応じて、その職務を執行した日に現金で支給する。ただし、本人が希望した場合は、職務を執行した日の翌日から14日以内に指定した金融機関の口座に振り込むことができるものとする。

(費用の弁償)

第5条 本財団は、役員及び評議員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償額は実費とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第3条第2項に定める報酬を受け取る非常勤役員及び評議員には、その職務を行うために要する費用が報酬額を上回る場合に限り、その差額を支給する。

- 4 費用の弁償の支給があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人が希望した場合は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改正)

第 6 条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条 1 項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1 非常勤役員及び評議員等の報酬

役 職	報酬額 (1 人当たり)	年度総額 (合計)
理事(非常勤)	3,000 円	252,000 円
評 議 員	3,000 円	162,000 円
監事(非常勤)	3,000 円	42,000 円
外部委員等	5,000 円	30,000 円
公認会計士等 (学識経験者含)	50,000 円以内	50,000 円以内